

○経済産業省告示第四十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項第一号の五の規定に基づき、ウクライナのドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域を次のとおり定め、令和四年三月十八日から施行する。

令和四年三月十五日

経済産業大臣 萩生田光一

輸出貿易管理令第二条第一項第一号の五の規定に基づき、ウクライナのドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 「ドネツク人民共和国」（自称）
- 二 「ルハンスク人民共和国」（自称）